

2022年5月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 財産分与と不動産（明渡も含めて）
- 営利法人と非営利法人など法人の性質について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 98



エバー総合法律事務所

1 財産分与とは、離婚に際して一方から一方へ婚姻財産を分け与えることを言います。これについては、Vol.51においても財産分与と年金ということで説明しています(バックナンバーはホームページに掲載しています)。今回は、令和2年に重要な最高裁判例が出ましたので、それに関連して改めて記載したいと思います。

## 2 財産分与について

財産分与の対象財産は、婚姻期間中に夫婦が獲得した財産で、資産や負債を合計した財産評価額の概ね2分の1を目安として分けるのが通常です。所有名義が形式上どちらか一方の所有名義になっていたとしても、明確に名義人所有とする夫婦間の合意がなければ、通常二人の共有物と推定されます。

## 3 財産分与で生じる問題について

実務上よく問題になるのが不動産です。婚姻中にローンを組んで自宅を購入したものの、離婚という事態になったときに、ローンの支払が残っているということがよくあります。問題として多いのは、①不動産の評価をどう考えるか、②不動産に担保権が設定されているローンの、将来に向けての支払義務をどうするか(誰が支払うか)、③一方が主債務者、他方が連帯債務者ないしは連帯保証人となっている場合、離婚後ローン支払を負担しない方は金融機関に対する支払義務を免れるか、④不動産の取得を希望して審判ないしは裁判により取得できたものの、相手方が居座って出ていかない場合どうするか、です。

①と②の問題は、離婚協議の中で売却することで双方が合意できる場合には解決できます。ただ、売却価格が、売却経費とローン残高の合計額を上回らない場合には、ローン残額等の負担をどうするかという問題は残ります。

売却しない場合、評価について双方合意できる場合はよいですが、合意できなければ場合によっては鑑定が必要になることもあります。

また、双方が取得を希望した場合には、どちらが取得するか、取得した場合のローンの処理が最も悩ましい問題です。子供が小さい場合には妻側が親権を取得することが多いのですが、子育てのために収入があまり得られ

ない、子供が小中学校の場合には通学、進学など教育上、これまでの養育環境からあまり離れたくないなどの事情により、不動産の取り合いになることがあります。通常は不動産を取得する方がローンの支払もするというのが合理的にも思われますが、妻側が収入が少ないことが多く、子供とともに住み続けたいけれどローンの支払能力が不足しているという場合には、実質的には財産分与や養育費なども含めて調整する場合もあり、夫側の譲歩が求められることがあります。

どうしてもお互いに合意ができない場合には、家庭裁判所が、審判といって一種の裁判で、あるいは離婚訴訟という裁判の中で、どちらかが不動産を取得することを決めます。その場合に、他の財産やローンの負担などを考慮しますが、夫婦二人ともローンの支払義務者(保証義務も同様)である場合には、裁判所がどちらかの支払義務を免除するというわけにはいきません(裁判所が金融機関の権利関係を変更することはできないのです。ですから上記③の問題は免れないとなります)。

さらに、④に関連して、一方が不動産から出て別居している場合に、他方が不動産を使用していることをどう考えるか(明渡を命じることはできるか)という問題がありました。これまでは、明渡の問題が残るので、居住者が任意に明渡さない場合、別居している方に不動産の取得を認めて、不動産に居住している他方に明渡を命じるという裁判例(審判例)は極めて少なかったと思われます。もし仮に別居している方に取得を認めたとしても、改めて明渡訴訟を提起する必要がありました。しかし、令和2年に出された最高裁決定(R2.8.6)は、財産分与の審判で不動産の明渡を命じることができるかという問題で、改めて民事裁判を起こすことは迂遠であるという理由から明渡を命じることができる、と判断しました。審判で決めたことを実現させるために民事裁判を起こさなければならないということは合理的とはいえ、いたずらに労力や費用をかける結果になっていたことからすれば当たり前のようにも感じる決定ですが、離婚における実務にも非常に影響を及ぼす判断と思われます。お悩みの方はご相談ください。



# 営利法人と非営利法人など 法人の性質について

1 事業を行う場合の法人化のメリット・デメリットについてはVol.82で触れました（バックナンバーはホームページに掲載しています）。今回は、法人でも営利を目的とする場合と、営利を目的としない場合（非営利の場合）などの法人の性質の違いについてご紹介したいと思います。

## 2 営利法人について

営利を目的とするとは、事業により収益を上げるだけでなく、その収益を構成員に分配することを言います。営利法人の典型例は、ご承知のとおり株式会社です。そのほかにも会社法上の組織として合名会社、合資会社、合同会社（これらは持分会社と総称されています）があります。

## 3 非営利法人について

非営利とは、営利を目的としないということにはなるのですが、収益を上げてはいけないということではなく、収益を構成員に分配しないで、団体の活動目的達成の費用に充てることを意味しています。社団法人、財団法人、NPO法人（特定非営利活動法人）などが該当しますが、社団法人の中には、後に述べる税務上の関係では、非営利と扱われない場合もあるので注意が必要です。

## 4 営利法人と非営利法人の違いについて

### (1) 利益の構成員への分配の可否

「営利」の意味からもお分かりのとおり、収益を上げた場合に、構成員に分配してよいか否かの違いがあります。営利の場合には構成員への分配は構いませんが、非営利の場合には構成員には分配せず、その事業のために使わなければなりません。ただ、役員報酬や従業員への給料支払いが禁じられるわけではありませんのでそれを支払うことは問題ありません。

社団法人（財団法人も含めて）の内容、組織、手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で明確に定められています。法律では、構成員に剰余金や解散の場合の残余財産の分配を受ける権利を与える旨

の定款の定めは効力を有しないとして、実質的には定めることを禁じているといえます。

### (2) 税務について

営利法人は収益について課税が行われますが、非営利法人でも収益事業については課税の対象となります。収益事業以外の所得（例えば会員からの会費や寄付金を収入として事業運営を行っている場合）に課税されるかどうかについては、税務署から「非営利型」として認定されるかどうか、税務上の要件を満たすことが必要です。一般社団法人として設立したとしても、定款上「非営利」であることの定めが明確でないと、税務上の「非営利型」認定を受けられない場合もあります。先に掲げたNPO法人は、そもそも特定非営利活動促進法によって設立が公益性を持つものとして設立要件が定められ、認定されることが必要なため、税制上の優遇措置を受けることができます。

## 5 社団と財団について

社団と財団という言葉が出てきましたので、併せて解説いたします。社団とは人の集まり、財団とはお金の集まりということです。つまり、社団は社員（従業員のことでなく、構成員の意味です）の集まりによって設立されます。財産の拠出は必ずしも必要ではありません（ただし、株式会社の場合には、金銭等の出資をして「株式」という会社の割合的な持分を取得します）。社団では重要なことは社員総会で決め、通常は理事という役員で業務執行を行っていきます。一方、財団は、もともと設立者からの資金をもとに設立されます。もちろん、運営するために評議員や理事という役員、業務に携わる従業員などは必要となりますが、設立目的に沿って運営され、この目的を変更することはできません。設立者の意向（設立の目的）に基づいてその後の運営も行われるという点が、人の集まりかお金の集まりかという本質を超えて、大きな意味を持つと言えるでしょう。事業についての法人の選択は、課税の点も重要な要素であり、手続内容も異なります。運営等についてお悩みの方はご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2022年5月18日水曜日、5月24日火曜日、6月1日水曜日、6月7日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニューズバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260 - 0013 千葉市中央区中央4 -12 -1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

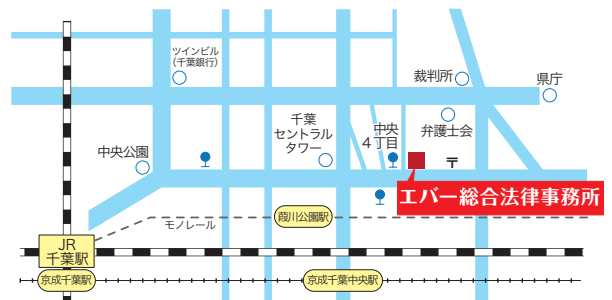
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。